

ヘイト・スピーチと言論の自由

青 木 克 仁

Placing Limits on Hate Speech

Katsuhito AOKI

生活デザイン学科, 家政学部,
安田女子大学

要 旨

竹島問題を機に、日韓両国間の摩擦が激しくなっている中、東京の新大久保で、「韓国」を排斥する排外主義的デモが展開されるなど、特定民族や人種を排撃する、所謂「ヘイト・スピーチ」の問題は放置しておけない状況にある。ヘイト・スピーチを規制しようとする、その発信者は「言論の自由」を盾とすることだろう。規制の楔を打っても、それが「滑り易い坂道」議論によって、解釈の恣意性を招き、「言論の自由」そのものをも脅かす可能性がある、といった議論がなされる。本論文では「言論の自由」という価値観の重要性にもかかわらず、それでも「ヘイト・スピーチ」を規制し得る可能性を探る。

キーワード：ヘイト・スピーチ、言論の自由、ミル、促進的環境

序 論

2018年8月30日、日本が加入している「人種差別撤廃条約」の履行状況を包括的に調査した国連の人種差別撤廃委員会が報告書を公開し、日本において後を絶たない「ヘイト・スピーチ(Hate-speech)」に対する対策強化を勧告している。日本では、2016年に対策法を施行し、取り敢えず「理念」を打ち立てたにもかかわらず、その後、それ以上の進展は見られない。確かに、この勧告には、法的強制力はないが、これで4回目の勧告となるという事実は重く受け止めねばならないだろう。

2013年3月、竹島問題を機に、日韓両国間の摩擦が激しくなっている中、東京の新大久保で、「韓国」を排斥する排外主義的デモが展開した。そうしたデモにおいて、特定民族や人種を排撃する、所謂「ヘイト・スピーチ」が発信された。こうした排外主義的なデモに反対するデモがそれに呼応して起きたが、ヘイト・スピーチに「No!」を突き付けた時、その発信者は、「言論の自由」を盾とすることだろう。だが、問題は、果たして、そうしたスピーチは「言論の自由」によって、どこまで擁護し得るのだろうか、ということである。さらにまた、それを規制するとしたら、どのような根拠に基づいて規制し得るのだろうかということである。

Hate-speechやRacist-speechの類のものでも、規制しないという理由として、公的権力による

規制に一足飛びに訴えるのではなく、「寛容 (Tolerance)」という価値観に委ねよう、という議論が考えられる。ヴォルテールが言ったことにされてしまった「あなたの考え方には反対だが、あなたのその考えを述べる自由のためには、自分の生命をかけて戦う」という言葉を引き合いに出して、複数の思想や価値の存続を認めることは、自分の思想・価値の存続の意味を認めることと同じであるとする寛容さを示すことで、「言論の自由」を最大限の範囲で許容するのである。さらに、こうした言論を規制によって封じてしまうことで、「滑り易い坂道」が働き、規制が恣意的な解釈を経て、何かを批判したというだけのスピーチにまで適用されてしまう、という懸念を表明する人達がいることだろう。

どちらの議論も、「言論の自由」という価値に最大の優先順位を置くものであることは、容易に見て取れるだろう。先ず、そもそも、「寛容」という価値観は、多種多様な価値観、考え方やライフスタイルによって暮らす人達が共生する上での前提条件である。多種多様な価値観や考え方を自由に表明し得る、ということが「言論の自由」ということであり、「言論の自由」は時と場合によっては、異なる価値観や考え方をする人達から不快感をもって受け取られることが十分あり得る。だが、それが「危害」に当たるものではなく、単なる「不快感」であるのなら、「寛容」という価値観によって、容認しようというわけである。

次に、規制の楔を打っても、それが「滑り易い坂道」議論によって、解釈の恣意性を招き、「言論の自由」そのものをも脅かす可能性がある、といった議論がなされる場合も、そこでの賭け金もやはり「言論の自由」という価値なのである。

さらに、「ヘイト・スピーチ」を向けられる人達が対抗手段として自分達の立場を訴える時、その前提条件として、やはり「言論の自由」が守られていなければならないがゆえに、「ヘイト・スピーチ」の規制が「言論の自由」を脅かす可能性を排除しなければならない、と議論を続けていくことができるだろう。ここでもやはり、議論の方向は、「ヘイト・スピーチ」を退治しようと振り上げた一振りが、「言論の自由」をも破壊してしまうことに対する警戒ということにある。鯨を撃退するために撒いた毒が大海そのものを汚染してしまったのでは話にならないだろう、というわけである。成熟した民主社会の当然の指標として、憲法において言論の自由が保障されていることが挙げられるわけだが、問題は、この「言論の自由」は、果たしてトランプのジョーカーのような絶対的な切り札なのだろうか、ということにある。

特にこの論考において、私達が考えようとしていることは、「言論の自由」という価値観の重要性にもかかわらず、それでも、「ヘイト・スピーチ」を規制し得る可能性があるとしたら、それは何なのか、ということを見出すことなのである。規制をしようという議論を理解する下地をこしらえていくことこそ、本論考の目的である。また今回の論考においては、日本的な文脈を解析する作業には深入りせずに、「言論の自由」の問題を考察していく。

第一節 ミルによる「言論の自由」の擁護

ジョン・ステュワート・ミルによる「言論の自由」の擁護論をまとめておこう。ミルが『自由論』において展開している議論を要約し、「思想・言論の自由」の4つの根拠を列挙しておくことにしよう。

一つ目は、ある意見の発表を禁じた場合、その意見が正しい可能性もないわけではない、ということである。抑圧しようとしている意見が正しいかもしれないという可能性があるのだ。この

可能性を否定すれば、自分の無謬性を主張することになる。ミルの議論の基本路線は、意見の発表を禁じることで、人類全体が被害を受けるということである。現行の世代だけではなく、後の世代も被害を受けるのだ。ある意見が間違っていると確信しているからという理由でその意見の発言を禁止すると、自分にとって確実なことは絶対に確実なのだと想定することになる。議論を禁止する時は、自分の無謬性を想定することになるということだ。人間が間違いを犯し易いことは一般論としては認識されているが、自分が間違える場合に備えておく必要があるのだ。ミルが指摘しているように、どの時代の人達も後の時代から見れば間違っている意見、さらには、馬鹿げているとしか言えない意見をいくつも持っていた、ということを出すべきだろう。

二つ目は、発表を禁じた意見が誤りだとしても、真理の一部を含んでいる可能性があるし、逆に一般に受け入れられてはいるが、本当は誤った意見を正す機会となるかもしれないからである。つまり、発表を禁じられた人以上に、その意見に反対する人も被害を受けるということである。なぜならば、その意見が正しかった場合、自分の間違いを正す機会を奪われるからだし、その意見が間違っている場合でも、間違った意見におつかることで、真理を以前よりしっかりと認識する機会を奪われるからである。

三つ目は、抑圧した意見が真理ではなかったにせよ、それによって引き起こされる論争が活性化していくことは、真理に到達することを手助けしてくれる、ということだ。反証を挙げる自由が保障されてあることは、意見は正しいという想定を正当性を主張するために、必要不可欠なのである。正しい意見であっても、十分にかつ頻繁に議論し続けるのでなければ、単なる独断的な教条に過ぎなくなってしまうのである。

最後に、主流の意見が真理だとしても、反対意見との論争のお陰で合理的な論拠を実感し得るという利点があるということだ。たとえ、その意見が間違っている場合でも、他の意見と比較することによって、正しい意見の「正しさ」を裏付けるという利点がある。様々な意見を個々が吟味してやることによって、自分自身の判断能力を高めていくことができるという利点がある。「間違っている」と非難されるのを恐れることで、理性の活動が低下してしまうと、社会全体から見れば、「真理」への道が閉ざされ、大変な損失を被ることになる。理解力を高めるために何よりも必要なことは、それは自分自身の意見の根拠を知ることであり、それは反対意見を吟味検討してみることによっても知ることができるのだ。

以上、4点に渡る議論を考えた場合、ミルは「真偽」という基準で吟味し得る言論空間を典型として想定していることが分かる。ミルが時折触れる事例を見ても、そうした「真偽」を問える言論空間の場合、まさに、科学的言説を典型として議論を進めていることが伝わってくる。ヨーロッパにおける「自由科学」の伝統を検討した上で、ミルは理想的な「言論空間」のあり方を描き、そこにおいてこそ、「言論の自由」が擁護されることで、真理に向かう進歩が実現していくと考えた。

後にカール・ポPPERも「反証可能性」の名によって強調するように、ミルも反論の機会が十分にあるのに、未だに論破されていないという理由で、ある意見が正しいと推定するという科学的言説に規範を求めているのだ。これに対して、言論を封鎖し、反論の機会を奪うことによって、ある意見が正しいと想定することほど、非科学的なことはない。科学的にしっかりした根拠があるとされる見解すら、その見方について安心感を得るためには、世界全体に対してその根拠の間違いを証明するよう、常に呼び掛けていなければならないとミルは主張する。間違った意見は、事実と議論とによって、徐々に改められていき、そうしたプロセスを経て、やがて「真理」

へと収斂していくのだ。

人間の判断の強みは、自分の可謬性を認め、間違っていた時にそれを正すことができるという謙虚さに依存している。それゆえ、信頼できる判断が下せる能力を身につけるためには、自分の意見に対する批判に常に心を開くことが必要であり、これ以外の方法で真理を獲得しているような人はこの世に存在しないのだ。

勿論、「言論の自由」を最大限に許容する際の弊害にも、ミルは当然ながら気付いている。実際に、ミルは、『自由論』第二章において、侮辱、皮肉、人身攻撃、誹謗中傷などの不穏当な態度について興味深い見解を述べている。面白いことに、彼は、支配的な意見を攻撃する側が使う場合と支配的ではない意見を攻撃する側が使う場合とでは非対称性があると指摘しているのだ。

誹謗中傷という手段は、支配的な意見を攻撃する側が使用した場合だけ、それを規制するよう求められるという現実があるという。言い換えれば、誹謗中傷という手段は、支配的な意見を攻撃する人は使うことができないのだ。なぜならば、この手段を使うことで自分自身が危険にさらされることになるし、また、危険にさらされることなく使えたとしても、自分の主張の方が信用されなくなるのがおちで、全く効果がないからである。

こうした非対称性が存在するがゆえに、ミルは、この非対称性に対処するための一種の倫理的態度を提案している。曰く、「一般的に言って、支配的な意見に反対する側は、つとめて穏当な言葉を使い、不必要な刺激を注意深く避けることによってはじめて聞き手を獲得できるのであり、この基準を少しでも踏み外せば、ほぼ必ず立場が悪くなる」(122～123)。支配的な見解に挑戦する側が、慎重に振る舞わざるを得ない、というわけなのだ。逆に、支配的な意見を主張する側は、反対意見に対して、誹謗中傷という手段によって、反対意見を表明したり、反対意見に耳を傾けたりするのを躊躇させ、少数意見を主張するための「言論空間」を委縮させてしまう力を持っているのである。

少数意見を主張する側が使う誹謗中傷と支配的意見を主張する側が使う誹謗中傷の非対称的な効果を分析してみせた後、ミルは、支配的意見を主張する側の誹謗中傷を法律や統治権力が規制しようとするべきことではなく、「世論がそれぞれの事例の状況を考えて、個々に判断すべき問題」(123)であるとしている。勿論、言論統制の愚行を犯さないよう、統治権力に不要な権限を付与しないためである。それでは、ミルが提案する、世論の側が、公の場での議論にあたって守るべき「真の道德」とは何なのだろうか。ミルによれば、論争相手に不利になることは何一つ誇張せず、論争相手に有利な点や有利だと見られる点は何一つ隠さないようにするというのである。科学的な論争の場においては、ミルが言うように、「この道德をほぼ守っている論者は多いし、守ろうと誠実に努力している論者はさらに多い」(124)ということになるのだろう。

私達が論じてきたように、ミルが「言論の自由」を擁護する時、そこで擁護されている言説は、「真偽」によって判断し得る言説であり、その典型こそが科学的言説なのである。科学者集団の「職業倫理としての徳(アレテー)」は、「真理」に貢献することと言える。実際に、ミルは自由の擁護によって、自由という基盤の上で、初めてヨーロッパ社会において科学が進歩してきたと考えている。しかし、これでは、真理を目的にしてしまい、個人の自由をその目的に奉仕する手段として扱うことになってしまう。さらに、「真理に向かう社会の進歩」を持ちだす時、先行世代は、次世代のための手段ということになってしまうだろう。勿論、ミルの論理の基盤は功利主義にあるがゆえに、科学の進歩のために犠牲になる世代が存在しても構わないということになるだろうが、ミルは、人間の尊厳を無視した、そうした荒削りの功利主義から一線を引いているは

ずである。科学者集団をモデルにした場合は、科学の進歩のために先行世代が犠牲になるということは、職業集団の徳という観点からはあり得るかもしれないが、より善き社会の構築という場面においては、先行世代を手段のように扱うことはできないだろうし、そもそも人が「真理」という目的のために己を犠牲にするという構図そのものが保持し得ないだろう。

第二節 行為遂行文としてのヘイト・スピーチ

前節において見てきたように、「言論の自由」を擁護する際に、引き合いに出されるのは、「自由科学」の伝統における「真偽」で判断し得る文であった。哲学の伝統は、「真理」を追究する論理学の名において、「真偽」で判断し得る文に焦点を合わせてきた。しかし、その為で、それ以外の文の機能にはあまり注意を払ってこなかった。「真理」を目指そうという合意が前提として存在しており、「真偽」で判断し得る文を巡って論争が起きているのなら、確かに、「対抗言論」の原理は有効に働き得る。この有効性はミルの議論の中から抽出し得るだろう。しかし、誰の目にも明らかなように、ヘイト・スピーチによって表現されている文は「真偽」で判断される文ではない。それゆえ、自由科学の伝統を擁護する文脈をそのまま当て嵌めることにはいささか無理があるだろう。「死ぬ、殺せ、ゴキブリ」などと「真偽」という価値基準では評価し得ない言葉を吐きつける人達に対する「対抗言論」とはどういうものになるのだろうか。

20世紀に入って、ウィトゲンシュタインやオースティン等が、「真偽」によって評価し得る文のみしか視野に入らず近視眼的になってしまった哲学的伝統に対して、果敢な挑戦を試みた。オースティンは、言語の唯一の機能と思われ続けてきた「真偽」という属性を「事実確認的」と呼び、「真偽」を報告するという機能からだけでは記述し得ない「行為遂行的」と彼が名付ける発話機能を提示している。「真偽」という価値基準によって判断される文は、オースティンが「事実確認的 (Constative)」と名付ける発話カテゴリーに属する。

しかし、情報を与えたり、記述したりする「事実確認的」な機能とは異なり、その発話行為の過程において、何らかの行為を遂行する機能をもった表現が「行為遂行的」な文なのである。例えば、「汝はこの女性を妻とするか」という司祭の言葉に対して、肯定的返答をする時、私は自分の行くことを記述しているのではなく、結婚を行動に移しているのである。同様に、「私は約束する、誓う、謝罪する」などと発言する時、行為が記述されているのではなく、端的にその行為が遂行されている。これらは、「真か偽か」という判断基準によって評価されるものではなく、行為として成功したかどうか、といった判断基準が適用される。しかし、オースティンは、事実確認的発話でさえ、「私は宣言する/確認する/肯定する」といったことを言外に省略しているのなら、それも何らかの言語行為を実行しているということになる、と論じている。ゆえに、陳述や記述、報告といったことでも、言語行為に過ぎないと結論づけることが可能となる。かくて、「事実確認的」と「行為遂行的」の間の区別自体が保持できないことになり、事実上解体してしまい、全ての文を言語行為の観点から取り扱うことが可能となる。

オースティンは、言語行為分析において、「意味 (Sense)」と「力 (Force)」を区別する。そして、①意味の生産を「発話的行為」と呼び、②力の生産である「発話内行為」と区別する。更に、対話者に対する効果の生産という観点から、「発話媒介行為」を区別している。

バトラーは、デリダによるオースティン批判を念頭に置きつつ、「発話行為が実践の中だけで起こっているのではなく、その行為自体が、儀式化された実践である」(81) と述べている。発

話の行為遂行性は、先行する一連の権威的实践を引用することを通じて、権威の力を自らの中で反復し、蓄積するのである。行為遂行性が機能するのは、一重に、それを起動させている慣習に頼る限りにおいてであり、一連の権威的实践に対して、デリダが言うような「引用可能性」を持つのである。例えば、「R.A.V.vs.セントポール市」の事例に見られるように、黒人の居宅の前で十字を記した旗を焼いた白人の十代の若者は、この表現行為によって、かつてクー・クラックス・クランが行った象徴的手法を駆使した実践をまさに引用しているのである。この歴史的な実践を引用することによって、それは、「死ね」という命令文と同様の発話媒介的な行為遂行性を持つメッセージとして機能し得るのである。負の記憶を蘇らせる歴史的实践が発話行為の实践の中で引用され反復されることで、再び不正義の状況への回帰が脅迫めいた効果をもって仄めかされることになる。このような行為遂行文が引き起こし得る効果とは、社会という公共空間に身を晒すことの恐怖なのだ。このことが一体何を意味するのかを次節において検討しようと思う。

第三節 「言論の自由」の可能性の条件に遡る

「言論の自由」をはじめとする「表現の自由」は、民主主義の基礎となると考えられているゆえ、例えば、経済的自由と比較した場合、「優越的な権利」と言われ、最重要視されている。しかし、問題は、自由に表現をしたからと言って、特に対価があるわけではないゆえ「表現の自由」は委縮し易いということなのである。それゆえ、憲法学者の木村草太は、個人的な対価ではなく、情報が社会に流通することによって、社会レベルで価値が認められるゆえ、表現の自由は「社会」に対する贈与と考えられると述べている。経済的自由の場合は、利潤という対価がある。表現の自由に「優越的地位」を与えるのは、対価無き自由を保護するためだというのだ。「表現の自由」を活性化するためには、他者から見て愚かに思われるようなことや無価値に見えることをも自由に表現し得る、という所謂「愚行権」によって、ミルがしたように自由の範囲を最大限に許容しておかねばならないのだろう。確かに、委縮し易い「自由」を最大限活性化するというアイデアそのものは今後も守り続けねばならないだろう。しかし、だからと言って、ヘイト・スピーチを「必要悪」扱いし、見て見ぬふりをしなければならないのだろうか。

アメリカ民衆の日常的光景を題材にしたことで有名な画家、ノーマン・ロックウェルは、『四つの自由』と題された4部作を残している。4部作のそれぞれは、『言論の自由』、『信仰の自由』、『欠乏からの自由』、『恐怖からの自由』というタイトルを与えられている。これは、1941年、ルーズベルト大統領の年頭教書演説にて、「四つの自由」を全体主義への対抗理念に掲げたのを機に、1943年、第二次世界大戦への参戦を受けてロックウェルが絵の題材にしたのである。

『欠乏からの自由』、『恐怖からの自由』は、どちらも「消極的自由」つまり「～からの自由」で、いずれも「束縛・強制から解放された状態」こそが自由であるということになるだろう。「飢餓や貧困からの自由」、「恐怖にさらされることからの自由」といった、日々の生活を安心して営む上で誰もが望む自由なのだ。同様に、『信仰の自由』も「消極的自由」と言えるだろう。なぜならば、国家権力の個人の信仰への介入が無い状態こそが「信仰の自由」であり、その場合、まさに個人の内面が権力から解放されてあることが理想状態であるからだ。

ジョン・ロックは『寛容についての書簡』の中で、「政治の領域」と「宗教の領域」を分けた上で、宗教の選択の問題を、聖職者の手から、一個人の選択の問題の次元に移し変えている。この時から、明白に「宗教の領域」は「個人の領域」の問題となったのである。さらに、これによ

って、「信仰の自由」を確立すると同時に「寛容の原理」を確立した。それが私的領域の事柄となってしまう以上、「宗教の領域」に対して「政治の領域」における如何なる権威も介入すべきではないということになる。かくて、国家権力や宗教的権威による非寛容の介入を避けたのだ。これと同時に、国家権力や宗教的権威による非介入によって「私的領域」を解放し、「信仰の自由」に対して他者の「個人の領域」を侵さない「寛容さ」を相互に認め合うという距離の置き方が可能になったのである。自分の「信仰の自由」が侵されないためには、全ての「信仰の自由」を「私的領域」における選択の問題として許容すべき、という形で「寛容」の原理が貫徹されることになるのだ。かくして、「信仰の自由」の場合も、「消極的自由」は、少なくとも「権力」の介入を遠ざける領域として、「私的領域」という形で「自由」を享受し得る領域を確保するのである。陰惨極まりない宗教戦争を経験し、ウェストファリア条約を結実させたヨーロッパ社会は、「私的領域」における選択の問題という形にすることで、「信仰の自由」を謳歌し得るようになってきたのだ。

最後の『言論の自由』も統治権力からの自由という観点から見ることができるゆえ、「消極的自由」に分類することが可能だが、それ以上の要素がある。なぜならば、ただ単に意見形成をして「私的領域」においてその成果を楽しむということではないからだ。その程度のことなら、単なる独語や妄想と等価となり、そんなものが民主制を支える原動力になり得ようはずがないだろう。ロックウェルの絵画の中でも、労働者風の男が、周囲から好奇の眼差しを浴びながらも立ち上がり、目を輝かしながら、今まさに周囲の聴衆に語りかけんとする様が描かれている。誰もが意見形成をし、タウン・ミーティングのような「公共的空間」に己を晒し、つまり、他者達に己の身体性を委ね、他者達からの応答を期待する、という側面が「言論の自由」の場合には存在しているのである。

ヘイト・スピーチが奪うのは、まさに、「公共空間」へ己の身体性を晒すことへの安心感、勇気、自信、安全性ということになるだろう。言い換えれば、「言論の自由」の前提条件である「公共空間」への参加そのものが脅かされているのだ。「公共空間」において、誰もがお互いに平等な場へのコミットメントを保証し得るためには、安全、安心といった公共財が前提として確保されていなければならない。それがなければ、ロックウェルの絵画の労働者風の男は果たして発言するために立ち上がることができただろうか。

日常的にヘイト・スピーチにさらされて生きるということは何を意味するのだろうか。ヘイト・スピーチにさらされているマイノリティの立場に立つのなら、そこで生活を送らざるを得ない環境において、公的な場であるにもかかわらず、身を晒すことにも安全性を覚えることができないほどの負の影響を受けることになる。憎悪の標的にされたグループがそこで暮らすことを困難にさせてしまうようにするという、まさにこのことが、ヘイト・スピーチを実行する者達の意図の一部であることは否定できないだろう。ましてや、「公共空間」に身体性を委ね、他者達に耳を傾けてもらうといったことすらままならないのだ。市民が市民として己の身体を安心して晒すことのできる「公共空間」が開かれていなければ、「言論の自由」が形だけ謳われていたとしても意味をなさない。ヘイト・スピーチは、特に、攻撃の対象となるマイノリティがそこに人間の大変脆弱な身体性を晒すことになる「公共空間」を委縮させてしまうという効果がある。

“Poisoning the well”と命名された詭弁がある。これをそのまま訳すと、「井戸に毒を入れる」という意味になる。この表現の由来は、中世ヨーロッパにおいて、反ユダヤ主義の潮流の中でペストが流行し、当時の知識では原因の解明ができず、ユダヤ人が井戸水に毒を入れているから

だ、ということにされて、ユダヤ人迫害が強化されていったということにある。それが詭弁の名前として使われるようになったのは19世紀イギリスでのことなのだ。牧師で著述家としても知られていたチャールズ・キングズレーが論敵と本格的な論争を始める前に、「この男はカソリックの信者のくせに、真理に最も高い価値をおいていない」と前置きしたのが始まりだとされている。このような前置きを聞けば、「真理を疎んじるような男の口から何が期待できるだろう」と考えてしまうだろう。実際にこの時の論敵であったヘンリー・ニューマンは、キングズレーに抗議し、「真理を疎んずる者などという言いかけられれば、私が何を申し立てようともう聴衆は聞く耳を持たないだろう」と反論を試みたのだった。そしてこのヘンリー・ニューマンによって、キングズレーがしたような聞き手のマインドコントロールに対して「井戸に毒を入れる」という名前が与えられ、その以降、それが詭弁の名称になったのである。つまり、議論を開始する前に、感情的、心理的操作によって既に、もはや相手からの議論を受け付けられないように態度を決定させられてしまうのだ。

ヘイト・スピーチによって、「尊厳」を傷つけられることの一つの重大な意味とは、まさに「井戸に毒を入れる」効果にある。この効果によって「公共空間」において、「意見形成の自由」を駆使し得ないような状況に追い込まれることになる。なぜならば、ヘイト・スピーチによって、否定的なイメージを付加されたマイノリティが、まさにこのイメージ操作によって、「公共的信頼」を失い、形成された意見を訴える先の、当の聴衆を失うことになりかねないからだ。こうなってしまうえば、「対抗言論」でもって己の身を守ることなど不可能になってしまうだろう。それがたとえ、ミルのように、「言論の自由」の自由科学的モデルを典型にする場合でも、まさに、自由科学的モデルの前提、即ち、議論を科学的に行う安全な環境そのものを破壊してしまうことになる。

ウォルドロンも言うように、ヘイト・スピーチは、脆弱なマイノリティの成員が頼りにしている、社会的な安心感を標的にしているのである。にもかかわらず、言論の自由の擁護者は、こうした洞察が人種差別主義的暴力に結びつくことが証明されない限り、ヘイト・スピーチの規制には関心を示すことはなかった。ウォルドロンは、ヘイト・スピーチの問題は、単に暴力への因果性の問題としてのみ提示されてはならならず、社会の尊厳ある秩序の問題としても考慮せねばならないことを強調し、公共の秩序という問題から、ヘイト・スピーチ問題に新しい切り口を与えてくれている。

私は、ウォルドロンの提言を受け、「言論の自由」が、ある集団を侮辱する権利を意味しない、という理由から、ヘイト・スピーチを制限しようとしているのではなく、マイノリティが、まさに「言論の自由」を行使するために、「公共空間」へ身を晒す勇気をもって一歩踏み出すことを委縮させてしまうような「公共的信頼」を奪うような社会環境を変えねば、「言論の自由」が成立するための前提条件を崩壊させてしまうから、ヘイト・スピーチに反対せねばならないという議論を展開してきた。

『感情と法』の中で、マーサ・ヌスバウムは、法は「促進的環境 (Facilitating Environment)」を提供するのだと述べている。「促進的環境」とは、社会を人間の尊厳を守る場所にする役割を果たし、市民が恥辱とスティグマに晒されない生活を送ることのできるような社会環境のことである。促進的環境を向上させ、ヘイト・スピーチによって、「公共空間」が委縮することがないようにしなければ、全ての人が自由に意見を形成し、「言論の自由」を謳歌し得なくなってしまうのである。

結 論

ヌスバウムは、『感情と法』の中で、「人間性」を定義しようとする一般的な思考の中に、既に少数派を排除してしまうような要素が入り込んでいると訴える。「自分こそは正常な人間である」と見做そうとする「普通の人達」の欲望の中に、こうした攻撃性が既に入り込んでしまっているというのだ。「正常な普通の人」のニーズを想定して築き上げられる社会は、「正常で自立する市民」像が理想に過ぎない以上、結局誰にとっても排他的な社会になってしまうのである。ラカンが言うように、生誕以前に既に「象徴的アイデンティティ」が「象徴」即ち「言語」の中に用意されている。そして生誕するとともに、「あなたは『女』だ」とか「あなたは『人間』だ」と「象徴=言語」によるレッテル貼りがなされるのだ。このレッテルの意味が全く分からないと言うのに、人はむしろ「正常」でありたいがゆえに、強迫的にこの「レッテル」にしがみつこうとしてしまう。こうした「心理的アイデンティティ」と「象徴的アイデンティティ」のずれこそが、人間の脆弱性の根源に存在している。

私達が抱く、嫌悪感という感情も羞恥心という感情も、ヌスバウムも言うように、いずれも今の自分のあり方が、理想としている人間像からかけ離れている状態にあることへの認識に伴って生じるのである。つまり、人間の脆弱さへの反応として生じる感情なのだ。どちらの感情も、人々の間に階層を生み出し、社会生活において他者に対する著しい攻撃性を惹起してしまう原因ともなっている。なぜならば、支配集団は自分自身の脆弱さの諸特徴を従属集団に投影させ、それゆえ従属集団を嫌悪し、排斥することで、己の純化を図ろうとしてしまうからだ。「投影同一化」というのは、自分の一部を相手に投影して、相手に投影されている自分の一部を打ち消したいがゆえに、その相手を支配してしまう、という心理現象だ。投影される自分の一部は、大抵は、自分と認めないわけにはいかないのだけれども、どうしても好きになれない否定的な部分なのである。つまり、「自分は人間だ」と断言したいのに、それを邪魔するような、自分の中にある「人間ではないもの」、つまり「人間であるということに不安を与える何か」なのである。「人間である」と断言するのは、ただでさえ難しい。なぜなら、本当は自分が見出せるものの中には何も根拠が無いからだ。こうして誰しもが「人間である」ことの不安を生きているがゆえに、こうした問題が生じてしまう。自分が打ち消したいのだけれども、自分の一部として存在する「人間でないもの」、そうしたものに、私達は嫌悪感を覚えたり、羞恥心を抱いたりするのだ。それを相手に投影し、相手を排除すべく、差別やレッテル貼りを強化してしまうことになる。しかし、こうして、人を「目的」として扱う（カント）ことが叶わない社会になれば、人間の尊厳を守る場所としての社会は不安定なものになってしまうだろう。そうであるのなら、「理想の人間像」を想定した社会構築は、失敗に終わるよう運命づけられている、ということになる。そうではなく、ヌスバウムが言うように、人間に必然的に備わる「脆弱性」に焦点を合わせる社会構築が求められている。そうした社会構築への初めの一步として、リベラルな社会は、人間間の不合理な階層構造を解体していかねばならないのである。

「誰一人として、過去に生きた他者、現に生きている他者、将来生きるだろう他者と決して同一ではない」(21)という言葉は、『人間の条件』の中で、ハンナ・アーレントが述べている大変有名な言葉である。一人ひとりの生は、功利主義的な秤によって捉え得る何かではなく、誰一人として他の人の生へと還元不可能であるがゆえに、全ての人が「意見への権利 (The right to opinion)」を有する。ゆえに、アーレントにとって、「意見形成の自由」を行使し得るだけでは

なく、それが決して奪われることのない自由のための「場所」を与えられていなければならない。まさに、その「場所」こそが「公共空間」なのである。前節で触れたように、ノーマン・ロックウェルが、この自由のための場所をイメージ喚起的に描いてくれている。アーレントの「公共空間」とは、私達がユニークな存在として、「象徴的アイデンティティ」の強制から来る不安にもかかわらず、他者達の前に己の身体性を委ね、他者達から応答してもらえるための、そんな「場所」なのである。民主制が参加によって成立するのであるのなら、私達は、そうした「場所」を守り抜かねばならない。ヘイト・スピーチの害悪は、そうした「場所」を閉ざしてしまうという点にこそあるのだ。

引用及び参考文献（引用頁は本論中に記す）

- アーレント、『人間の条件』、志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994。
ウォルドロン、『ヘイト・スピーチという危害』、谷澤正嗣他訳、みすず書房、2015。
ヴォルテール、『寛容論』、中川信訳、中央文庫、2011。
大澤真幸、木村草太、『憲法の条件』、NHK出版新書、2015。
オースティン、『言語と行為』、坂本百大訳、大修館書店、1978。
オースティン、『オースティン哲学論文集』、坂本百大訳、勁草書房、1991。
デリダ、「署名、出来事、コンテキスト」、『現代思想 臨時増刊総特集 デリダ 言語行為とコミュニケーション』pp.12-42、青土社、1988。
ススバウム、『感情と法』、河野和也監訳、慶応義塾大学出版会、2010。
バトラー、『触発する言葉』、竹村和子訳、岩波書店、2004。
バーリン、『自由論』、小川晃一他訳、みすず書房、1979。
ポッパー、『推測と反駁』、藤本隆志訳、法政大学出版局、1980。
ミル、『自由論』、山岡洋一訳、光文社古典新訳文庫、2006。
LAZAK、板垣竜太、木村草太、『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』、影書房、2016。
ロック、「寛容についての書簡」、『ロック ヒューム 世界の名著32』、大槻春彦編、中央公論新社、1980。

[2019. 9. 26 受理]

コントリビューター：山内 廣隆 教授（ビジネス心理学科）